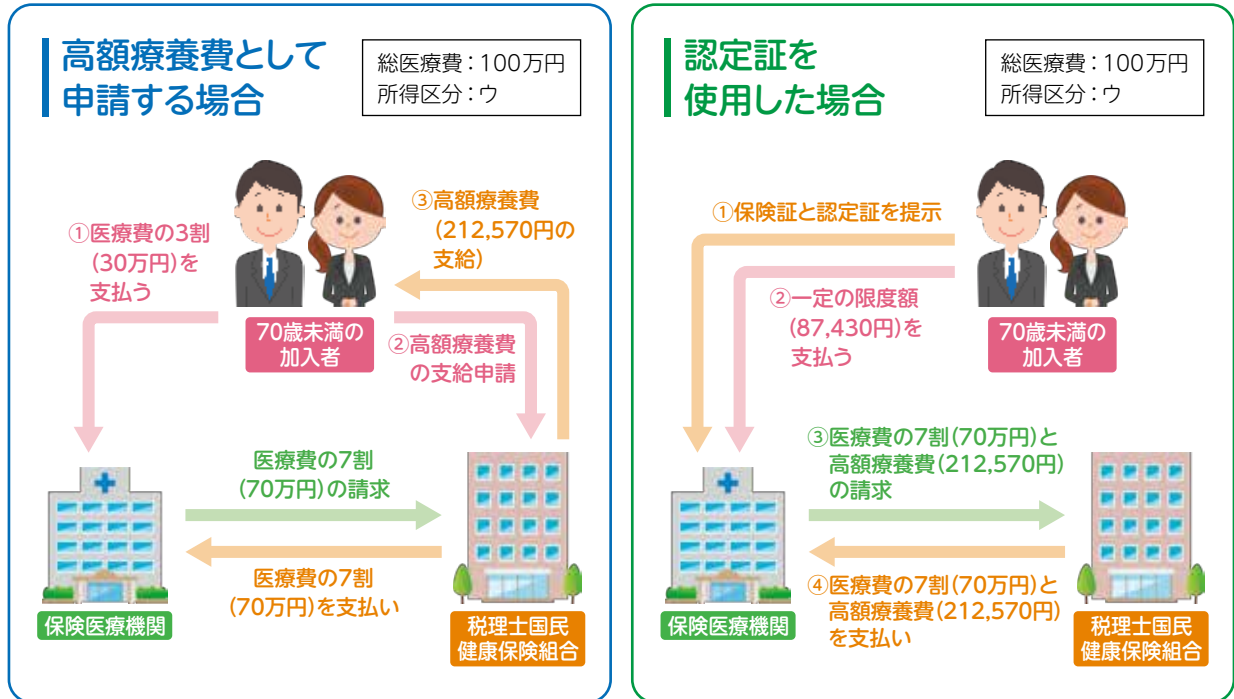


限度額適用認定証の申請について

医療費が高額になりそうなとき、「限度額適用認定証」（以下「認定証」という）を病院の窓口
に提示すれば自己負担する医療費が高額療養費制度の自己負担限度額までとなります。



上記のとおり、一時的に高額な医療費を自己負担する必要がなくなり、組合に高額療養費として後から
払い戻しの申請をする手間もかかりません。

認定証は、入院のほか外来でも使用できますので、今のところ通院・入院の予定がない方にも、事前の
申請をお勧めしております。

詳しくは、組合のホームページや国保のしおりをご覧ください。

※70歳以上の方については、高齢受給者証が認定証の代わりになりますのでご申請いただく必要はありません。

健康増進室利用時間の変更のお知らせ

平成29年4月1日より健康増進室の利用時間が変更になります。
今後とも皆様のご利用をお待ちしております。

平成29年3月31日まで		➔	平成29年4月1日から	
火～金	13:00～21:00		月～金	9:00～17:00
土・日	13:00～18:00		土・日・祝	休館日
月・祝	休館日			